

文京区学童保育連絡協議会会則（最終確認版・修正）

【赤字下線部は修正箇所】【青字はその修正についてのコメントです】

第1条（名称）

本会は「文京区学童保育連絡協議会」と称する。

第2条（所在地）

本会の事務所は、会長宅に置く。

第3条（目的） 5月14日に行われた意見交換会で、修正を加えました。

本会は、文京区内における学童保育の内容の向上と施設の充実を目的とし、そのことによって子どもたちのよりよい育ちの場を守り、男女平等参画社会の実現に資する。

・「そのことによって～男女平等参画社会の実現に資する」という文言は、文京区内の施設「男女平等センター」を利用するために役員会からの提案で追加された、形式的な文言です。ただし目的に入るのは目立ちすぎるという意見があり、区の施設に確認して問題ないようなら、総会提案ではもう少し目立たない場所に移動する可能性があります。

・また会則新設に対して慎重な意見をもつ方々の意図を反映し、現在の「申し合わせ」の考え方を新会則に生かすため、5月14日意見交換会参加者の全員一致で「子どもたちのよりよい育ちの場を守り」という文言を織り込みました。

第4条（事業）

本会は、目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡・交流
- (2) 行政との情報共有・意見交換・協議
- (3) その他、目的のために必要な活動

第5条（会員）

本会の会員は、団体会員と個人会員によって構成される。

(1) 団体会員：文京区内の学童保育の父母会および文京区内の学童保育に関連のある団体になることができる。

(2) 個人会員：文京区内の学童保育の指導員、利用児童の保護者、またはかつてこれらであった者のいずれかで、個人会員となることを希望する者がなることができる。

・個人会員も多い「OB父母のつどい」への意見聴取を会長から5月23日に行い、5月14日意見交換会での結論とは少し異なりますが、(1) 総会や運営委員会ではOBやベテラン指導員の意見も聞いてもらい、全会員で全会一致を目指すというやり方で議決に関与していると考え、会費は無料としない。(2) 名誉会員規定は不要。というご意見を寄せていただいたので、その点を反映しています。

第6条（入会）

文京区内の学童保育の父母会は、学童保育の運営主体によらず入会可能とする。それ以外の団体および個人は、会員の2名以上の推薦を受けて入会申請を行い、役員会での審査を経て総会または運営委員会で会員として承認される。

・協力会員と名誉会員の区別がなくなったので、詳しく説明する必要のないところはすべて単に「会員」と統一しました。また「可否を決定」では少し入会条件が厳しいという意見が役員会内であり、役員会が確認できていれば総会や運営委員会で「会員として承認される」という文言に変更しました。

第7条（会費）

会員は毎年度、6月に開催される定時総会から3ヶ月程度の間には年会費を本会に納付しなければならない。なお、9月末時点で年会費の納付が確認できない者は、当該年度における会員資格を停止する。年会費は団体会員4,000円以下／個人会員1,000円以下とする。具体的な金額は総会での承認を経て決定される。

第8条（退会）

会員は、いつでも退会する旨を役員会に通知し、任意に退会することができる。なお、年度途中で退会した場合であっても、会費の返還を求めることはできない。

第9条（会議体）

本会の運営にあたり、総会、運営委員会および役員会の各会議体を設置する。

第10条（総会）

1 総会は、毎年6月に年に1回開催する定時総会および臨時で開催される臨時総会をいう。

2 臨時総会は、団体会員の3分の1以上の請求があったとき、または、役員会の決定があったときに会長が招集する。

3 総会は、全会員に開催を通知し、団体会員の過半数の出席をもって成立する。

4 定時総会では前年度の活動報告と決算の承認および新年度の活動計画と予算の承認、新年度役員を選任、提案されたその他の議題について議決する。一方、臨時総会においては提案された議題について議決する。

5 総会には役員会または団体会員が議題を提案できる。

6 総会における議決は、出席全会員による満場一致を原則とし、これを目指して協議するが、意見を集約できない場合は第20条に定める場合を除き、出席団体会員の過半数の賛成によって行う。ただし、第4条(2)に係る議題については、役員会が提起しその団体会員の承認を得て、個別に議決権を制限することがある。

・5月12日締切で寄せられた意見から5月23日「OB父母のつどい」への意見聴取の内容を受けて、総会は「全会員に開催を通知」して行い、議決は「出席全

会員による満場一致を原則」とするという方針を前面に出し、それができないときにのみ「出席団体会員の過半数の賛成によって行う」という説明の仕方に変えました。また議決権の制限についても、役員会の権限が強く見えることを懸念する声があったので、役員会が独自に判断できるわけではなく、制限される団体会員に承認を得ないと制限できないという文言にあらためました。

第 11 条（運営委員会）

1 運営委員会は、定時総会で承認された活動計画により、または必要と認めた役員会の決定により開催し、本会の目的を達成するために必要な事項について協議すると同時に、本会の事業を行う場の一つとする。

2 運営委員会は、全会員に開催を通知し、団体会員の過半数の出席をもって成立する。

3 運営委員会における議決は、出席全会員による満場一致を原則とし、これを目指して協議するが、意見を集約できない場合は出席団体会員の過半数の賛成によって行う。ただし、第 4 条（2）に係る議題については、役員会が提起しその団体会員の承認を得て、個別に議決権を制限することがある。

・基本的な変更の方向性は、第 10 条の「総会」とおなじです。

第 12 条（役員会）

1 役員会は、定時総会で選任された役員をもって構成される。

2 役員会は、総会および運営委員会へ適切な議題を提案するため、必要となる協議を行う。また本会の事業を進めるために必要な事項について、運営委員会で表明された意見および協議内容を尊重し、議決を行う。

3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

4 役員会における議決は、出席役員の過半数の賛成によって行う。

第 13 条（代理出席）

総会、運営委員会および役員会において会員または役員がやむを得ない事情で出席できない場合は、委任状の提出により出席に加えられ、また代理人を指名することにより議決権を行使することができる。

第 14 条（役員の種類）

本会は、以下の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 総務担当 若干名
- (4) 行政窓口担当 若干名
- (5) 各事業担当（必要に応じて設置） 若干名
- (6) 会計 1 名
- (7) 副会計 1 名

ただし、(3) (4) (5) の各担当は、兼任を妨げない。

第 15 条 (役員を選出)

本会の役員は、定時総会において団体会員の構成員から選任される。文京区内の学童保育を利用した小学生の保護者も、所属していた団体会員の構成員と見なされ、役員になることができる。役員数の上限は団体会員数とし、各団体からの役員は 3 名を上限とする。それより多い立候補者がいた場合は、総会に出席した団体会員による投票を行って選出する。選任された役員は、互選により初回の運営委員会までに役割分担を決定する。

・少しわかりやすく変えましたが、もっと役員になりやすくした方がよいという意見があり、6 月 4 日の役員会でさらに議論する予定です。

第 16 条 (役員職務)

(1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。総務担当より 1 名、行政窓口担当より 1 名を選出する。

(3) 総務担当は、会議運営、広報、その他、会の事業運営に必要な職務を行う。また総務担当副会長は、会員より総務補佐を若干名選任することができる。

(4) 行政窓口担当は、利用児童の父母会と連携し、その要望および意見をとりまとめ、行政との協議を行う。

(5) 各事業担当は、本会の活動計画にしたがって設置され、必要となる職務を行う。

(6) 会計は、本会の出納事務を処理し、予算および決算に必要な書類を管理する。

(7) 副会計は、会計を補佐し、会計不在のときは、その職務を代行する。

・協力会員と名誉会員の区別がなくなったことによる変更です。

第 17 条 (役員任期)

役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 18 条 (会計)

1 本会の予算および決算は定時総会での承認を必要とする。会計は、決算の承認を定時総会に諮るに先立ち、会員より 2 名を選任して会計監査を委託し、その承認を得るものとする。また会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

2 前項に基づいて選任された会計監査は、会計年度終了後に会計の現金出納管理事務について監査を行い、総会に報告する。

・第 16 条とおなじく協力会員と名誉会員の区別がなくなったことによる変更です。

第 19 条（活動原資）

本会の活動原資は、会費および寄付金による。

会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。口座管理については、会計宅にて行う。

第 20 条（会則の変更）

この会則を変更するときは、総会において議決権をもつ会員の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

附則：この会則は、2015 年 6 月 12 日より施行する。

(2015 年 5 月 24 日公開・6 月 4 日役員会資料)